

成果目標⑤ー2 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

現 状

- 第1期障害児福祉計画において、主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについてすべての市町村で1ヵ所以上確保することを成果目標に掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。
- ・重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所を1以上確保している市町村の割合 28%
 - ・放課後等デイサービス事業所を1以上確保している市町村の割合 30%
- [平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む） 障害保健福祉部調べ]
- また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を都道府県及び市町村（または圏域）に設置することについては都道府県と指定都市は達成済み、市町村もある程度進みつつある。一方で医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置しているケースはまだ少ない。
- ・協議の場を設置している都道府県の割合 100%
 - ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している都道府県の割合 26%
 - ・指定都市の割合 100%
 - ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している指定都市の割合 55%
 - ・市町村・圏域の割合 68%
 - ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村・圏域の割合 21%
- [令和元年8月1日現在 障害保健福祉部調べ]

成果目標（案）

- 主として重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所については、引き続き全市町村における1ヵ所以上の確保を目指してはどうか。
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、設置自体は進んできていることを踏まえ、引き続き全圏域又は市町村での設置を目指すこととし、更に加えて、都道府県及び圏域又は市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を、新たに盛り込んでどうか。
- 【成果目標（案）】
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。（追加）

⑤医療的ケア児等コーディネーターの配置について

医療的ケア児等コーディネーターの配置状況（令和元年8月1日時点）

【調査方法】

厚生労働省障害福祉部障害福祉課から各都道府県の障害福祉部門に調査票を配布。都道府県の障害福祉部門から市区町村へ調査を依頼し、各都道府県障害福祉部門で取りまとめて厚労省に報告。（令和元年8月1日時点）

	コーディネーターを配置している自治体数 ^{注1)}			コーディネーターの配置人数 ^{注1)}		
	総数	全自治体数	配置割合	総数	1自治体あたり配置人数<平均値>	1自治体あたり配置人数<中央値>
都道府県	12 ^{注2)}	47	26%	156	3.3	2.5
指定都市	11	20	55%	68	6.2	2.0
市区町村	369 ^{注3)}	1,741	21%	783	2.1	1.0

<参考>

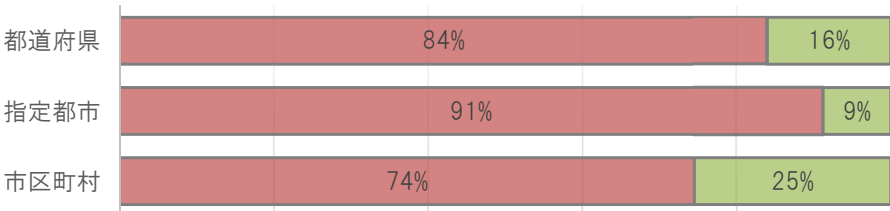
注1) 令和元年度中に配置予定を含む

注2) 2県は圏域ごとに配置

注3) 圏域での設置を含む

	圏域で配置	市区町村単独で設置
市区町村数	14	355

配置された医療的ケア児等コーディネーターの研修受講状況（令和元年8月1日時点）



■ 研修受講あり ■ 研修受講なし

成果目標⑥

相談支援体制の充実・強化等

成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

現 状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で10,202箇所、従事する相談支援専門員の数 は22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっている。
- 基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846箇所)が設置。
- 計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる。
- 一方、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められている。

成果目標(案)

- 更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障害福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

活動指標(案)

事 項

総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

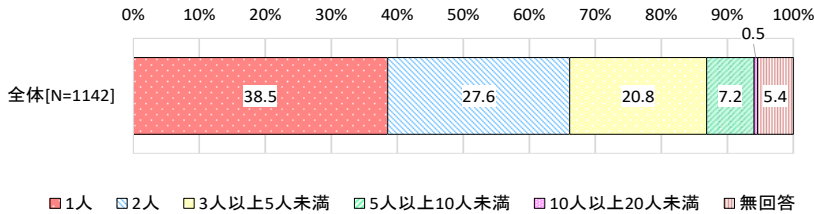
⑥相談支援事業所の概況(参考データ)

平成30年度報酬改定影響調査より

- 1事業所あたり相談支援専門員の人数は、「1人」が最も多く38.5%、次いで、「2人」が27.6%、「3人以上5人未満」が20.8%であった。
- 平成30年4月～9月の半年間における、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成実績の有無について、「ある」と回答した事業所が98.7%と大半を占めていた。
- 平成30年4月～9月の半年間における計画作成件数は、サービス利用支援34.2件、継続サービス利用支援68.5件、障害児支援利用援助21.3件、継続障害児支援利用援助27.0件となっていた。
- 事業所の経営主体は、「社会福祉法人(社会福祉協議会以外)」が44.0%と最も多く、次いで、「営利法人(株式・合名・合資・合同会社)」が17.1%、「特定非営利活動法人(NPO)」が16.2%となっていた。

従事者数2名以下の事業所が全体の66.1%を占める

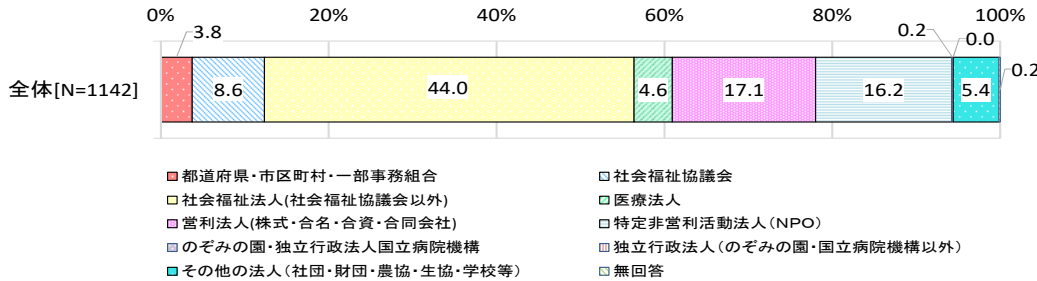
1事業所あたり相談支援専門員の人数



平成30年4月～9月の半年間における計画作成件数(1事業所平均)

	(単位:件数)	全体[N=1038]
サービス等利用計画	サービス利用支援	34.2
	継続サービス利用支援	68.5
障害児支援利用計画	障害児支援利用援助	21.3
	継続障害児支援利用援助	27.0

事業所の経営主体



⑥基幹相談支援センターの役割のイメージ

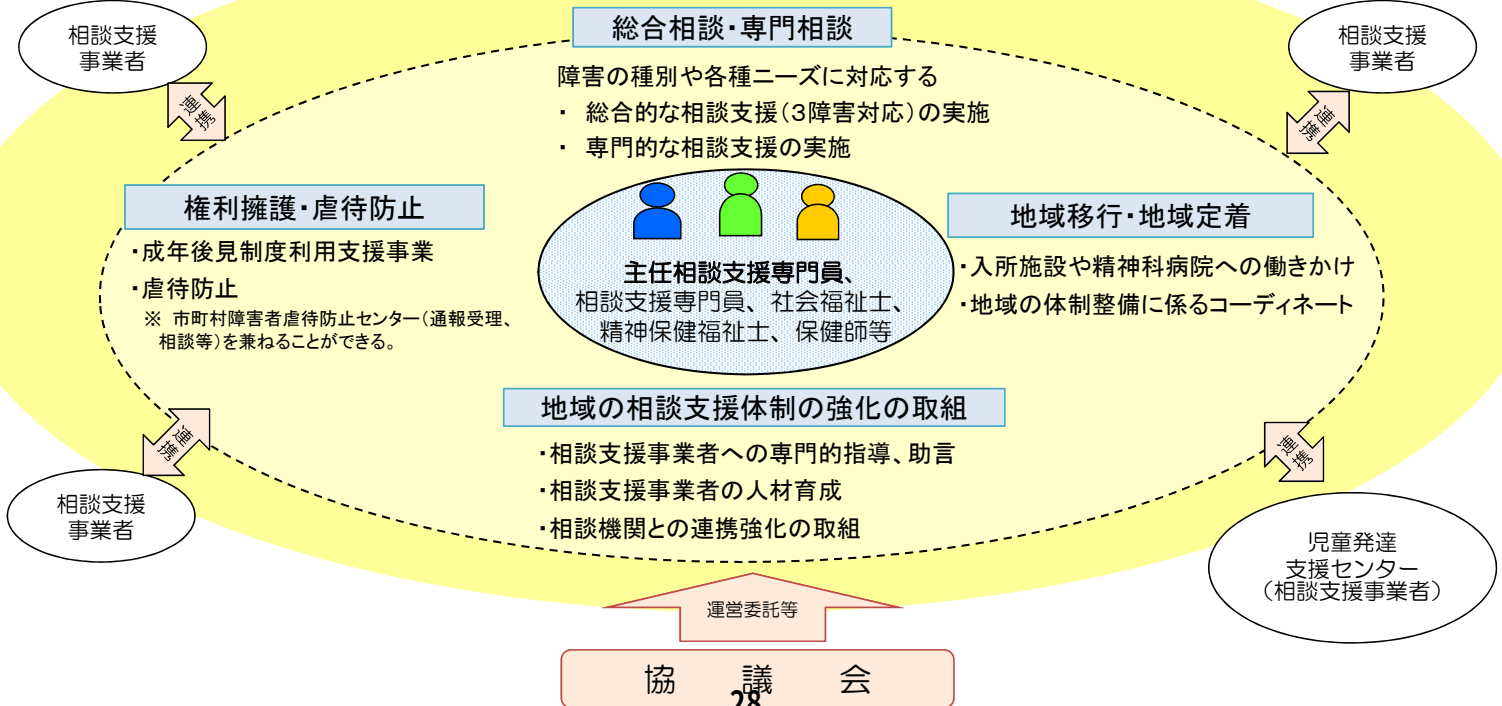
基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

基幹相談支援センター

令和元年4月設置市町村数:687
設置個所数:846
(一部共同設置)



成果目標⑦

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

成果目標⑦ 障害福祉サービス等の質の向上に関する目標について

現状

- 現在の基本指針においては、サービスの質の向上を図るため第三者による評価や障害福祉サービス等の情報公開制度の活用について記載している。
- また、障害支援区分を適切に認定するため、都道府県を中心とした各市町村（認定調査員）との研修体制を構築している。
- 近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められている。

成果目標(案)

- 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして、
 - ・相談支援従事者研修等の各種研修を活用した市町村職員の受講への参加を促す取組み
 - ・市町村において、国保連における審査でエラーとなった内容の分析結果等を活用した取組み
 などが必要であり、上記を実施するための体制を構築するため、次期基本方針においては、成果目標として以下のように設定してはどうか。
 ※請求内容の誤りを防ぐため、支払い状況（請求明細内容）を点検することの重要性については、基本指針に盛り込むことを検討。

【成果目標(案)】

令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する(新規)

活動指標(案)

事 項

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修そのた研修への市町村職員の参加人数(市町村)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数(市町村)
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数(都道府県、政令市、中核市)

活動指標の全体像

(第6期) 成果目標と活動指標との関係(案)

(成果目標)

①施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】

令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

【精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年時点の退院率)】

- ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- ・入院後6か月時点の退院率を86%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を92%以上とする。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

④福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- ・就労移行支援事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。
- ・就労継続支援A型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。

【職場定着率の増加】

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

(都道府県・市町村)

- 精神障害者における地域移行支援の利用者数
- 精神障害者における地域定着支援の利用者数
- 精神障害者における共同生活援助の利用者数
- 精神障害者における自立生活援助の利用者数

(市町村)

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

(成果目標)

(活動指標)

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置也可)。
・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】

各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保也可)。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及コーディネーターの配置】

各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する(市町村は圏域での設置也可)。

⑥相談支援体制の充実・強化等

【相談支援体制の充実・強化等】

各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

⑥障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築】

都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制を構築する。

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

(市町村)

- 総合的・専門的な相談支援
- 地域の相談支援体制の充実・強化

(市町村)

- 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

(都道府県・市町村)

- 指導監査結果の関係市町村との共有

(都道府県・市町村)

- 発達障害者支援地域協議会の開催
- 発達障害者支援センターによる相談支援
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

活動指標の全体像

福祉施設から一般就労への移行等、障害福祉サービス、相談支援、発達障害者支援、障害児支援、精神障害者関係及び障害福祉サービス等の質の向上に係る活動指標の全体像及び各々の見込みを立てる際の勘案事項は次表のとおり。

なお、サービスの量は、障害福祉サービスの訪問系はまとめて、それ以外のサービスはそれぞれの種類ごとに見込む。

<福祉施設から一般就労への移行等>

事 項	内 容	第6期障害福祉計画の活動指標の考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	都道府県の障害保健福祉担当部局は、令和五年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する	第5期障害福祉計画からの継続
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。	
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。	

<障害福祉サービス、相談支援>

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項					
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数（成果目標）	入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数	福祉施設利用者の一般就労への移行者数（成果目標）
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	利用者数 利用時間数	○	○	○	○	○	
日中活動系	生活介護	利用者数 利用日数	○	○	○	○	○	
	自立訓練（機能訓練）	利用者数 利用日数	○	○	○	○		
	自立訓練（生活訓練）	利用者数 利用日数	○	○	○	○	○	
	就労移行支援	利用者数 利用日数	○	○※1	○	○	○	○
	就労継続支援（A型）	利用者数 利用日数	○	○※2	○	○	○	
	就労継続支援（B型）	利用者数 利用日数	○	○	○	○	○	
	就労定着支援	利用者数	○	○				○
	療養介護	利用者数	○	○				
	短期入所（福祉型・医療型）	利用者数 利用日数	○	○	○	○	○	

※1：特別支援学校卒業者等、休職者で復職を希望する者、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む

※2：地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込む

<障害福祉サービス、相談支援>

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項					
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数（成果目標）	入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数	福祉施設利用者の一般就労への移行者数（成果目標）
・施設系 居住支援	自立生活援助	利用者数	○	○※3		○	○	
	共同生活援助	利用者数	○	○		○	○	
	施設入所支援	利用者数	○	○※4		△※5		
相談支援	計画相談支援	利用者数	○	○			○	
	地域移行支援	利用者数	○	○		○	○	
	地域定着支援	利用者数	○	○※3		○	○	

※3：単身である障害者の数・居住している家族による支援を受けられない障害者の数を見込む

※4：グループホーム等での対応が困難な者といった真に必要と判断される数を見込む

※5：地域生活への移行者数を控除して見込む

<相談支援体制の充実・強化等>

事 項	
総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

<地域生活支援拠点等>

事 項
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数

発達障害者支援の一層の充実について

基本指針への記載(案)

- 発達障害者及び発達障害児(以下「発達障害者等」という。)の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ることを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。
- また、発達障害の診断待ちが深刻な状況となる中、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性について基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

活動指標(案)

- 上記の基本的考え方を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制について、活動指標を次のように設定してはどうか。
- 【活動指標】
 - ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
 - ペアレントメンターの人数
 - ピアサポートの活動への参加人数
- (参考)
 - ・ペアレントトレーニングを導入している市区町村数:271市区町村
 - ・ペアレントプログラムを導入している市区町村数:141市区町村
 - ・ペアレントメンターの人数:2,149人(都道府県・指定都市が認定している人数)
 - ※平成30年4月1日時点
 - ※厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 調べ
 - ※ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ピアサポートの活動への参加人数は把握していない。
 - ※ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムについて、別途都道府県が実施している場合もある。

<発達障害者支援関係>

事 項
発達障害者地域支援協議会の開催回数
発達障害者支援センターの相談件数
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言回数
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(追加)
ペアレントメンターの人数(追加)
ピアサポートの活動への参加人数(追加)

<障害児支援>

サービスの種類	見込み量	現に利用している障害児の数	障害児等のニーズ	医療的ケアを必要とする障害児のニーズ	平均的な一人当たり利用日数	地域における児童数の推移	保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受入状況	入所施設から退所後に利用が見込まれる障害児の数
児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
医療型児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
放課後等デイサービス	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
保育所等訪問支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○		
障害児相談支援	利用児童数	○	○	○		○		
福祉型障害児入所施設	利用児童数	○	○	○		○		
医療型障害児入所施設	利用児童数	○	○	○		○		

事 項
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

＜精神障害者関係＞

事 項	第6期障害福祉計画の活動指標の考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	・第5期障害福祉計画における成果目標であり、第5期の計画期間中に、都道府県において、全圏域における協議の場の設置が見込まれる。 ・地域アセスメントに基づいた課題の抽出、地域における重層的な連携による支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進していくため、市町村ごとの協議の場の内容に係る以下の事項について、活動指標として設定する。 ＜市町村の協議の場における以下の内容＞ ・開催回数 ・保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数
精神障害者における障害福祉サービス種別の利用	・精神障害者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、以下の事項について、活動指標として設定する。 ・地域移行支援の利用者数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域定着支援の利用者数 ・自立生活援助の利用者数
精神病床からの退院患者の退院先	・都道府県において、精神障害者が地域生活を送るために必要な基盤整備の内容を把握するため、以下の事項について、活動指標として設定する。 ・精神病床からの退院患者の退院先別の人数

＜障害福祉サービス等の質の向上＞

事 項	
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修そのた研修への市町村職員の参加人数（市町村）
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数（市町村）
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数（都道府県、政令市、中核市）

個別施策に係る見直し事項

- ① 「地域共生社会」の実現に向けた取組について
- ② 障害福祉人材の確保について
- ③ 障害者の社会参加等を支える取組(障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)
- ④ 依存症対策の推進について
- ⑤ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑥ 農福連携等に向けた取組について

①「地域共生社会」の実現に向けた取組について

基本的な考え方

- 平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を行うべきとされており、第5期障害福祉計画の基本方針においてもそのような取組の計画的な推進について記載されていた。
- その後、経済財政運営と改革の基本方針2019においては、地域共生社会を実現に向け、「複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する」との方向性が示された。
- このような流れを踏まえ、厚生労働省においては、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による共同を推進するための方策について検討するため、令和元年5月より「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」を開催し、同年12月に最終取りまとめを公表した。
- 上記取りまとめにおいては、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた新たな事業の創設が提言されている。

基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 ― 基本的理念 4 地域共生社会の実現に向けた取組」に次のことを規定してはどうか。
 - ・ 地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要があること。
 - ・ その際、市町村は以下の支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める必要があること。
 - ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能、世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能及び継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
 - ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
 - ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた地域づくりに向けた支援

②障害福祉人材の確保について

基本的な考え方

- 各産業における人材不足が進む中において、障害福祉人材を確保することは重要である。
- 現行の指針においても、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することの重要性及び都道府県福祉人材センター等との連携が望ましいという内容を盛り込んでいるが、今後は、障害福祉関係事業を行う法人や、他業種企業など広域な関係者と共通の問題意識を持ち、協力して様々な取組を行っていくことの重要性を示す必要があると考えられる。



基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 ― 基本的理念」における新規項目として「障害福祉人材の確保」を設け、次のことを記載してはどうか。
 - ・ 障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があること。
 - ・ 人材確保のためには、
 - ・ 専門性を高めるための研修の実施
 - ・ 多職種間の連携の推進
 - ・ 障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要であること。

③障害者の社会参加等を支える取組(障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)

基本的な考え方

- 平成30年に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び同法第7条に基づく文部科学大臣・厚生労働大臣が定めた「障害者文化活動推進基本計画」を踏まえ、関係者等の連携の機会を設けるとともに、人材育成や創造活動への支援等の取組をより推進することが重要。そのため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの設置の促進を図ることが必要である。
- また、令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するべきである。



基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 ― 基本的理念」に、「障害者の社会参加等を支える取組」の規定を追加の上、特に推進すべきこととして、次のことを規定してはどうか。
 - ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成三十二年法律第四十七号)を踏まえ、障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る。
 - ・ 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。
- 更に、「第四 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進」に、次のことを規定してはどうか。
 - ・ 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関しては、次のような支援を行うため、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置や、広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。
 - (一)障害福祉サービス事業所等に対する相談支援
 - (二)芸術文化活動を支援する人材の育成
 - (三)関係者のネットワークづくり
 - (四)発表等の機会の創出
 - (五)障害者の文化芸術活動の情報収集・発信
 - (六)その他、地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援 等

④依存症対策の推進について

基本的な考え方

- ギャンブル等依存症対策基本法が平成30年10月に施行され、同法に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定されるなど、ギャンブル等依存症やアルコール依存症をはじめとする依存症について、取組の推進が求められている。
- これらの関係法令や基本計画においては、依存症の理解を深めるための普及啓発、相談支援・治療支援体制の整備、関係機関における包括的な連携協力体制の構築、民間団体への支援の推進等が求められている。



基本指針への対応(案)

- 上記を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方」に次のことを規定してはどうか。
- ・ アルコール、薬物及びギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)の依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。

⑤－1 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

基本的な考え方

- 平成30年7月の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、
 - ・ 虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども(その疑いのある子どもを含む。)のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。
- 令和元年11月の「障害児入所施設の在り方に関する検討会中間報告書」に盛り込まれたとおり、障害児入所施設における支援は、できる限り良好な家庭的環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行う、ケア単位の小規模化の推進が必要である。
- また、一人一人により適切な支援を行う観点から、障害福祉サービスへの移行が自動的に行われることなく、移行に当たっては改めて必要なアセスメントが行われることが必要である。



基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第2期障害児福祉計画においては、「第一 四 1 地域支援体制の構築」に、次のことを規定してはどうか。
- ・ 児童発達支援センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要であり、あわせて、その地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進することが重要であること。
- ・ 障害児入所施設については、より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要があること。
- ・ 障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要があり、とりわけ、障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要があること。

⑤－２ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

基本的な考え方

- 放課後等デイサービスをはじめとした障害児通所支援の体制整備に当たっては、子育て支援施策と共に、教育施策との緊密な連携が必要であり、教育施策との連携の一環として、学校の空き教室を活用する方法も有効である。



基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第2期障害児福祉計画においては、「第一 四 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」に、次のことを規定してはどうか。
- ・ 障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図るとともに、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要であること。
 - ・ 放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要であること。

⑤－３ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

基本的な考え方

- 令和元年11月の「障害児入所施設の在り方に関する検討会中間報告書」において、
- ・ 障害児入所施設における機能として、地域の医療的ケア児や里親等を支える地域支援や、短期入所の活用などによる地域の子育て支援の機能が重要であること
 - ・ 短期入所は、単に家族のレスパイト利用だけに止まらず、家族全般のニーズを把握し、サービスをマネジメントする必要がある、施設単位でなく地域の中で計画・運営されるよう、次期障害児福祉計画の中で明示すべきであること
- 等が盛り込まれており、重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援にあたっては地域全体での計画的な取り組みが重要である。



基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第2期障害児福祉計画においては、「第一 四 4（一）重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実」に、次のことを規定してはどうか。
- ・ 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ること。また、ニーズの把握に当たっては、管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが必要であること。
 - ・ 医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援を受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図ること。ニーズの把握に当たっては、管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが必要であること。
 - ・ 重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要であること。また、ニーズが多様化している状況からも、施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要であること。

⑤－４ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

基本的な考え方

- 医療的ケア児への支援の充実を図るためには、地域において関連分野の支援を調整するコーディネーターを都道府県及び市町村に配置することを促進する必要がある。
- また、コーディネーターの配置を促進するためには、地域におけるコーディネーターに求められる役割や能力について、自治体の理解を深めることが有効である。

基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第2期障害児福祉計画においては、「第一 四 4 (一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実」に、次のことを規定してはどうか。
 - ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要であること。
 - ・ また、コーディネーターには、
 - ・ 病院(新生児集中治療室)に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援を行うこと
 - ・ 医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた支援を行うこと
 - ・ 家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」を多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うこと
 - ・ 地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行うこと等の役割が求められること。
 - ・ コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましいこと。

⑥農福連携等に向けた取組について

基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」(令和元年6月4日農福連携等推進会議決定)を踏まえた更なる推進が求められている。
- また、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。

基本指針への記載(案)

- 農福連携、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について、下記のとおり、記載してはどうか。

【農福連携】

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

【大学在学中の学生への就労支援】

- 大学(四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組まれるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。

【高齢者に対する就労支援】

- 今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る基本指針構成案

見直し後の基本指針構成案

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
一 基本的理念	1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4 地域共生社会の実現に向けた取組 5 障害児の健やかな育成のための発達支援 6 障害福祉人材の確保 7 障害者の社会参加を支える取組	3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備(以下の記述を追加) 特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。))により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。 4 地域共生社会の実現に向けた取組6 障害福祉人材の確保について記載(以下の記述を追加) 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。その際、市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。 (一) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援 (二) (一)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援 (三) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援 6 障害福祉人材の確保(以下の記述を追加) 障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。 7 障害者の社会参加を支える取組(新規に記述) 障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。 特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成三十年法律第四十七号)を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。 また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

見直し後の基本指針構成案

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実 6 依存症対策の推進	3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実(以下の記述を追加) 入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう適切に管内の福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努め、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等の必要な量を見込む必要がある。 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実(新規に記述) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。 6 依存症対策の推進(新規に記述) アルコール、薬物及びギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。
三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	1 相談支援体制の構築 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 3 発達障害者等に対する支援 (一)発達障害者等への相談支援体制等の充実 (二)発達障害者等及び家族等への支援体制の確保 4 協議会の設置等	3 発達障害者等に対する支援(新規に記述) (二)発達障害者等及び家族等への支援体制の確保 発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。 また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

見直し後の基本指針構成案

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	1 地域支援体制の構築 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 3 地域社会への参加・包容の推進	1 地域支援体制の構築(以下の記述を追加) その地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進することが重要である。なお、極端な過疎地域や極端に広域であるために児童発達支援センターの効率的な運用が望めない市町村においては、共生型サービス事業所や基準該当事業所等の活用により児童発達支援の提供体制を確保しつつ、市町村の障害福祉主管部局等が中心となって、児童発達支援センターと同等の地域における中核的な支援機能を有する体制を整備することが考えられる。 より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うこと等、施設が地域に開かれたものとする必要がある。 障害児入所支援については、入所している児童が十八歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県や市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、十八歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある。 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援(以下の記述を追加) 放課後等デイサービス(児童福祉法第六条の二の二第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。)等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが必要である。 難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、都道府県においては、児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障害)等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要である。

見直し後の基本指針構成案

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 (一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備 (二) 医療的ケア児に対する支援体制の充実 (三) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実 (四) 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備 5 障害児相談支援の提供体制の確保	(「4」(二)医療的ケア児に対する支援体制の充実)」については、(一)重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備」に統合した上で以下の記述を追加) 地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。 医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。 また、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である。ニーズが多様化している状況を踏まえ、協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要である。 さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。 新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援、医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うほか、地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の役割が求められる。 このため、コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。

見直し後の基本指針構成案

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

大事項	中事項	見直し内容(案)
一 福祉施設の入所者の地域生活への移行		- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 - 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		- 精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする - 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を目標値として設定する。 - 令和5年度の精神病床における入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上とすることを基本とする。
三 地域生活支援拠点等の整備が有する機能の充実		令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

見直し後の基本指針構成案

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

大事項	中事項	見直し内容(案)
四 福祉施設から一般就労への移行等		・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 ・就労移行支援事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援A型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。 ・就労継続支援B型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。 ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ・就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。 (以下の記載を追加) 大学(四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組まれるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。 直ちに一般就労に移行することが難しい場合においても、適正に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。 就労継続支援事業等における農福連携の取組が進むよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。 今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズに応じて、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

見直し後の基本指針構成案

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

基本指針		見直し内容(案)
五 障害児支援の提供体制の整備等		・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ・令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。 ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所(同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。)を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
六 相談支援体制の充実・強化等		・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
七 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築		・令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

見直し後の基本指針構成案

第三 計画の作成に関する事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
一 計画の作成に関する基本的事項	1 作成に当たって留意すべき基本的事項 (一) 障害者等の参加 (二) 地域社会の理解の促進 (三) 総合的な取組 2 計画の作成のための体制の整備 (一) 作成委員会等の開催 (二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携 (三) 市町村と都道府県との間の連携 3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握 4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備 5 区域の設定 6 住民の意見の反映 7 他の計画との関係 8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置	基本的に現行の方針を踏襲

見直し後の基本指針構成案

第三 計画の作成に関する事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項	1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 (三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実 (四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し並びに計画的な基盤整備の方策	2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (以下の記述を追加) (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、市町村は都道府県、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら、障害児が指定障害児入所施設等(児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。)へ入所した後から、退所後の支援を見据え、十八歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるよう体制整備を図っていくことが必要である。 (三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実 地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題、例えば、現状の地域生活支援拠点等だけでは対応が困難な地域や障害種別、障害特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に応えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うに相応しい体制を整備する必要がある。 当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

見直し後の基本指針構成案

第三 計画の作成に関する事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項	3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項 (一) 実施する事業の内容 (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み (三) 各事業の見込量の確保のための方策 (四) その他実施に必要な事項 4 関係機関との連携に関する事項 (一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項	基本的に現行の方針を踏襲
三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項	1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項 2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策 (一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 (三) 地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた市町村の支援等 (四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策 3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置 (一) サービスの提供に係る人材の研修 (二) 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価	2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策 (以下の記述を追加) (三) 地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた市町村の支援等 都道府県は、市町村又は圏域における地域生活支援拠点等の機能の充実に資するよう、運営に関する研修会等の開催や管内市町村における好事例の紹介、現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行う必要がある。

見直し後の基本指針構成案

第三 計画の作成に関する事項

大事項	中事項	見直し内容(案)
三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項	5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項 (一) 実施する事業の内容 (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み (三) 各事業の見込量の確保のための方策 (四) その他実施に必要な事項 6 関係機関との連携に関する事項 (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項	基本的に現行の方針を踏襲
四 その他	1 計画の作成の時期 2 計画の期間 3 計画の公表	基本的に現行の方針を踏襲

見直し後の基本指針構成案

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

大 事 項	中 事 項	見直し内容(案)
一 障害者等に対する虐待の防止	1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見 2 一時保護に必要な居室の確保 3 指定障害児入所支援の従業者への研修 4 権利擁護の取組	基本的に現行の方針を踏襲
二 意思決定支援の促進		基本的に現行の方針を踏襲
三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進		(「第一 ― 7 障害者の社会参加を支える取組」に移動した上で、以下の記述を追加) 第一の7における障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関しては、次のような支援を行うため、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。 (一) 障害福祉サービス事業所等に対する相談支援 (二) 芸術文化活動を支援する人材の育成 (三) 関係者のネットワークづくり (四) 発表等の機会の創出 (五) 障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信 (六) その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等
四 障害を理由とする差別の解消の推進		基本的に現行の方針を踏襲
五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実		基本的に現行の方針を踏襲